平成２９年（フ）第３８９０号
大阪市住之江区浜口西３丁目12番６号　レオパレス　ヤマハ　102
債務者　川口　隆宏
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８９５号
大阪市淀川区東三国１丁目７番８号
債務者　坂元　　優
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０２号
北海道帯広市東６条南16丁目３番地　東栄ハイツ１－Ｂ
債務者　天野　汐里
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１０５号
北海道帯広市西17条南３丁目30―15　ピュアレディ２Ｃ、住民票上の住所北海道帯広市西18条南３丁目21番５号
債務者　森　　鈴深
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第５３号
新潟市東区石山６丁目14番26号、前住所新潟県新発田市新富町２丁目764番地１アネシスバス株式会社社内（住民票上の前住所）新潟市中央区弁天橋通２丁目31番２号
債務者　加藤由紀子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第６０号
新潟県新発田市藤塚浜4036番地２
債務者　須貝　友子
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第６１号
新潟県阿賀野市百津町12番43号
債務者　遠藤　寛巳
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第４２号
兵庫県加西市北条町東南196番地の１　２－401
債務者　木下　　誠
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第７７号
香川県丸亀市飯山町上法軍寺1334番地７
債務者　足立　雄大
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第８７号
香川県丸亀市今津町640番地　今津団地１棟1120号
債務者　藤間　和子
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第９８号
香川県丸亀市浜町305番地４　藤井住宅17号
債務者　大西　伸紀
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第９９号
香川県仲多度郡まんのう町四條785番地２
債務者　秋山　教弘
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１００号
香川県丸亀市土器町東７丁目48番地　５号
債務者　平野　知子
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第８５号
佐賀県西松浦郡有田町戸杓丙532番地５　西山ハイツ108号、前住所東京都世田谷区駒沢３丁目１番３―505号
債務者　山崎　悦子
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第８８号
佐賀県杵島郡白石町大字福富下分2966番地10
債務者　大串　幸也
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第９３号
佐賀県武雄市北方町大字芦原3093番地１
債務者　小野　　恵
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第１９７号
長崎県長崎市橋口町14番19号　松尾ビル401号
債務者　田代　純子
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係